

重点指導調書（指定訪問介護事業）

主眼事項	着眼点	自己評価
第1 人員に関する基準 1 訪問介護員等の員数	<p>指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上となっているか。</p> <p>① 介護福祉士 ② 介護職員初任者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員養成研修課程修了者（1級・2級） ⑤ 看護師、准看護師、保健師及び助産師の資格を有する者 ⑥ 社会福祉法及び介護福祉法に基づく実務者研修修了者 ⑦ 居宅介護従業者養成研修修了者（1級・2級） ⑧ 家庭奉仕員講習会修了者 ⑨ 家庭奉仕員採用時研修修了者 ⑩ 生活援助従事者研修修了者</p>	適・否 常勤換算 (人)
2 サービス提供責任者	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が第一号訪問事業（整備法第5条により旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としているか。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。（管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。）</p> <p>(2) (1)の利用者の数は、前3月の平均値としているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数で差し支えない。</p> <p>(3) サービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護の職務に従事するものとなっているか。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p>	適・否 適・否 適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 勤務表等により確認する。 看護師、准看護師の資格を有する者については、初任者研修（H25年3月までは旧ヘルパー1級）の受講全てが免除されるが、修了した旨の証明書の交付を受けた者でなければならない。本県においては医療法人愛誠会が窓口となっている。また、3年以上の実務経験は要件としない。 常勤 <ul style="list-style-type: none"> 当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間）に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 勤務延時間数 <ul style="list-style-type: none"> 勤務表上、サービス提供、準備（待機時間を含む。）時間として位置づけられている時間の合計数 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定申請書(控) ○ 訪問介護計画 ○ 居宅サービス計画(控) ○ 提供した個々の指定訪問介護に係る記録等の文書(以下「実績記録」)など ○ 勤務表 ○ 出勤簿 ○ 資格証 ○ 修了証明書など 	<p>法第73条第1項 平11厚令第37号 (以下「基準」) 第4条</p> <p>法第74条第1項 基準 第5条第1項 法第8条第2項及び 施行令第3条</p> <p>平11老企第25号 (以下「解釈」) 第2の2(3)</p> <p>基準 第5条第2項 解釈 第3の1の1(2) ④</p> <p>基準 第5条第3項</p> <p>基準 第5条第4項 解釈 第3の1の1(2) ①ハ</p>	<p>法：介護保険法</p> <p>基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令第37号)</p> <p>解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平11老企第25号)</p>
<ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者（以下「サ責」という。）は訪問介護員等のうち、介護福祉士又は厚生労働大臣が定める者であつて、原則として常勤のものから専任されているか。 ① 専ら指定訪問介護の職務に従事する者であるか。 ② ①にかかわらず、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができ、当該者についてはそれぞれの事業所における常勤要件を満たすものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資格証 ○ 修了証明書など 		
<ul style="list-style-type: none"> 当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算しているか。 			

主眼事項	着眼点	自己評価
	(4) (1)の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効果的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上としているか。	適・否
	(5) 指定訪問介護事業者が(1)に規定する第一号訪問事業に係る指定事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、(1)～(3)の基準を満たしているとみなしているか。	適・否
3 管理者	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	適・否 兼務の状況 有・無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> (4)における留意点として、 <ul style="list-style-type: none"> ① 「サ責の業務に主として従事する者」とは、サ責である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が、1月あたり30時間以内であること。 ② 「サ責が行う業務が効果的に行われている」場合とは、居宅基準においてサ責が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。 イ. 利用者情報（訪問介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。 ウ. 利用者に対して複数のサ責が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サ責業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サ責が不在時に別のサ責が補完することを可能としていること。 この場合、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサ責については、別表二に示すサ責数を配置するものとする。 「3年以上介護等の業務に従事した者あって、介護職員初任者研修課程を修了したもの」（介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了したものを除く。）については、平成30年4月1日以降サービス提供責任者の任用要件に該当しなくなるところ、平成30年3月31日時点で指定訪問介護事業所においてサービス提供責任者として従事している者に限り、1年間の経過措置を設けているが、指定訪問介護事業所は、経過措置期間中に、これに該当するサービス提供責任者に介護福祉士実務者研修の受講又は介護福祉士の資格を取得するための十分な機会を与え、要件に合致するよう必要な措置を講じること。 当該事業所又は他の事業所等の職務を兼務している場合、他の事業所が同一敷地内又は道路を隔てて隣接しているか、管理上支障がないか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務表 ○ 出勤簿など 	<p>基準 第5条第5項 解釈 第3の1の1(2) ③イ</p> <p>基準 第5条第6項 解釈 第3の1の1(2) ③ロ</p> <p>解釈 第3の1の1(2) ⑤</p> <p>基準第6条 解釈 第3の1の1(3)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第2 運営に関する基準		
1 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しているか。	適 ・ 否
2 居宅サービス計画等の変更の援助	指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合や居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供期間内のサービスの評価を適宜行い、計画の変更が必要な場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	適 ・ 否
3 訪問介護計画の作成	(1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しているか。	適 ・ 否
	(2) 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 なお、訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適 ・ 否
	(3) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、実施状況や評価についても説明を行っているか。	適 ・ 否
	(4) サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しているか。	適 ・ 否
	(5) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っているか。	適 ・ 否
4 勤務体制の確保等	(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めているか。	適 ・ 否
	(2) 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所からのサービス提供票の活用は、適正に行われているか。 訪問介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画(控)(1)～(3) 訪問介護計画 サービス提供票など 	基準第16条	
<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状態の変更により、事業所からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含む。 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該書面 	基準第17条 解釈 第3の1の3(7)	
(訪問介護計画の作成上の留意点)	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護計画(利用者ごと) 実績記録 	基準 第24条第1項	
① サービス提供責任者は、計画目標や内容等について利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明し実施状況や評価についても説明を行っているか。		基準 第24条第2項 解釈 第3の1の3の(13)	
② 訪問介護計画書の作成は、利用者の状況を把握・分析し、解決すべき問題状況を明らかにし、これに基づき援助の方向性や目標を明確にし、担当する者の氏名、サービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。 なお、訪問介護計画書の様式は各事業所毎に定めるもので差し支えない。		基準 第24条第3項	
③ サービス提供責任者は、訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿っているか把握するとともに訪問介護員等に対する助言、指導等必要な管理を行っているか。		基準 第24条第4項	
④ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。		基準 第24条第5項	
<ul style="list-style-type: none"> 利用者の居宅サービス計画に基づいた適正なサービスを提供できるように従業者の勤務体制を定めているか。 勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。 管理者等が他の事業所と兼務している場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務計画(予定)表など 勤務表 	基準 第30条第1項 解釈 第3の1の3の(20)①	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
5 衛生管理等	(3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しているか。	適 ・ 否
	(4) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	適 ・ 否 実施時期 ()
	(1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。	適 ・ 否 感染予防対策 に係る備品名 ()
	(2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	適 ・ 否
6 事故発生時の対応	(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故の発生 有 ・ 無
	(2) 指定訪問介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適 ・ 否
	(3) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無 有 ・ 無 損害賠償保険 加入 ・ 未加入
	(4) 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある者を指すものであること。 なお、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはならないこと。 訪問介護員等の健康管理について、定期的に検査確認等を行っているか。 手指を洗浄するための設備等感染予防に必要な設備等（消毒器等）を設置し、サービス提供時には訪問介護員等に携帯用の消毒液等を持たせるなど、適正な対策を講じているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 辞令又は雇用契約書 ○ 運営規程 ○ 職員の研修の記録など ○ 感染予防に関するマニュアルなど 	<p>基準 第30条第2項 解釈第3の1の の(20)②</p> <p>基準 第30条第3項 解釈第3の1の の(20)③</p> <p>基準 第31条第1項 解釈 第3の1の3の (21)</p> <p>基準 第31条第2項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の連絡体制に関する書類 ○ 事故に関する記録 	<p>(26)基準 第37条第1項</p> <p>基準 第37条第2項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 損害賠償保険証書 	<p>基準 第37条第3項</p> <p>解釈 第3の1の3の (26)③</p>	